

こんな時には、手続きが必要です

県営住宅に入居されている間、以下のような事由が発生した場合、すみやか（1か月以内を目途）に埼玉県住宅供給公社(管轄支所)で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

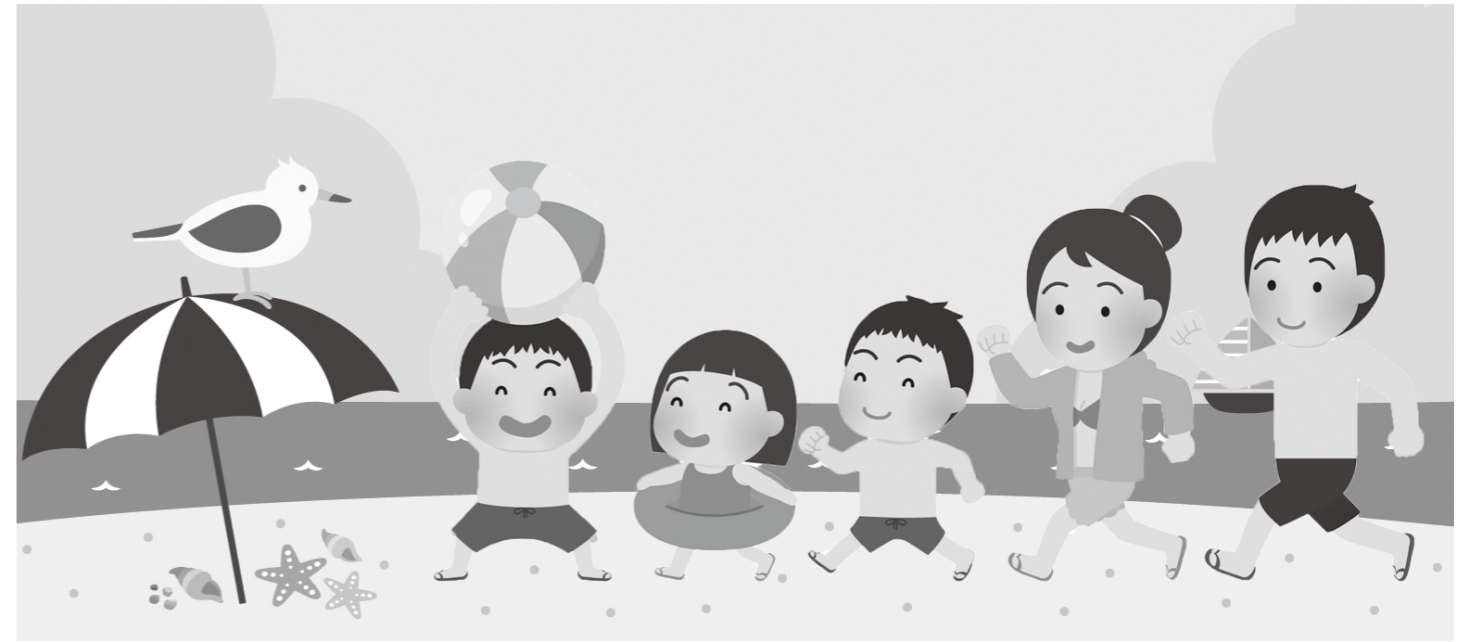
ご注意	(1)世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。
ください	(2)手続きに必要な添付書類は、原本(3か月以内の交付)を提出してください。

【主な手続き一覧】 下記以外の書類が必要となる場合もあります。

内容	申請書の種類	必要書類（添付する証明書等）
<ul style="list-style-type: none"> 子の出生 同居者の転出（死亡・離婚・別居等） 	入居世帯異動届（世帯員の異動）	<ul style="list-style-type: none"> ○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○死亡の場合……住民票の除票 ○別居等の場合…住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票 ○離婚の場合……戸籍謄本（離婚の事実が確認できるもの）と転出した方の住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票 <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 名義人が結婚したとき 新たに親族を同居させたいとき <p>【同居が可能な方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名義人の配偶者 名義人の一親等の血族又は姻族 	同居承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの） ○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等） <p>※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等） ○納税証明書等（税金を滞納していないことが確認できるもの） <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</p>
<p>★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき <p>【引き続き入居が可能な同居者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名義人の配偶者 名義人の一親等の血族又は姻族であり、①～④のいずれかに該当する方。 <p>① 60歳以上の方 ② 1～4級に該当する身体障がい者の方 ③ 1～2級に該当する精神障がい者の方 ④ ㊀A,B に該当する知的障がい者の方</p>	入居権利者地位承継承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの） ○転出する名義人の住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票 ○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○入居請け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類 <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</p>
<p>★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。</p> <p>★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき 	緊急時等連絡先変更承認申請書	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき 	連帯保証人変更承認申請書	○新連帯保証人の印鑑登録証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
<ul style="list-style-type: none"> 入居者の姓名が変わったとき 	改名届	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
<ul style="list-style-type: none"> 続けて15日以上使用しないとき 	住宅不使用届	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> 収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難になったとき 	減免申請	○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○所得証明書等

県営住宅だより

令和5年7月号
NO.123



埼玉県住宅供給公社

【営業時間】

午前8:30～午後5:15（土日祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く）

本社 〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10
 県営住宅課 TEL048-829-2875 県営住宅収納課 TEL048-829-2876
 県営住宅課駐車場担当 TEL048-829-2864 公営住宅技術課 TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL048-645-1772
 川越支所 〒350-1101 川越市市場2218-4ベルアート301号室 TEL049-227-6408
 熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963
 岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL048-794-7146

【営業時間外の緊急修繕に関するお問合せ】

漏水・断水・污水管の逆流など、緊急時の連絡は「緊急受付センター」となります。修繕の箇所や内容によっては、入居者のご負担になりますので、予めご承知おきください。

緊急受付センター
TEL 048-829-2890



